

大分市自治基本条例検討委員会
第6回理念部会

平成22年3月29日(月)14時から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 前文、目的等について

(2) 第11回全体会への提出議題について

(3) その他(次回開催日程等)

(別 紙 1)

(仮 称) 大 分 市 自 治 基 本 条 例

前 文 (案 ・ 修 正 版)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範、(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

自治基本条例の「目的」に係る他都市の解説状況について

「自治」が目的として扱われている条例 「自治」が手段として扱われている条例 「自治」に触れられていない条例

(別紙2)

自治体名	ニセコ町	上越市	宇都宮市	多治見市	平塚市	静岡市	山口市
条例名称	まちづくり基本条例	上越市自治基本条例	宇都宮市自治基本条例	多治見市市政基本条例	平塚市自治基本条例	静岡市自治基本条例	山口市協働のまちづくり条例
施行日	平成13年4月1日 平成17年12月19日改正	平成20年4月1日	平成20年4月1日	平成19年1月1日	平成18年10月1日	平成17年4月1日	平成21年4月1日
条文	この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。	この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。	この条例は、本市における自治の基本的な理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。	この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の 市民自治の確立を図ることを目的とします。	この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより、 自治の推進を図ることを目的とします。	この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、 市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	この条例は、市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、協力し、及び行動し、もって 個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。
解説等	ここでいう「自治」とは、自治の本旨(憲法第92条)である住民自治と団体自治の両側面を包含する。 「まちづくりに関する基本的な事項」とは、情報共有、住民参加を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいう。	本条は、本条例を制定する目的について、 条例が規定している内容の全体像 (自治の基本的な理念と仕組み)と、 条例制定により期待される効果 (市民による自治の一層の推進)、さらには、 最終的な政策目的 (自主自立のまちの実現)の三つの要素から成り立っている。 本条例における「自治」とは、地域において、市民が自らの意思に基づき地域運営について考え、自ら又は代表者を選んで決定し、運営していくことである。 本条例の最終的な政策目的である「自主自立のまち」とは、新市建設計画のまちづくりの基本理念 1の中で掲げられている概念である。 この「自主自立のまち」とは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進のための前提となる状態であり、 本条例では、主権者である市民による自治を一層推進することによって、そのような状態を市全体として実現していくことを目的とする。	この条例に定められている内容と本市が目指す自治を規定することにより、この条例を制定する目的を定めています。 市民のための自治を確立するために、大きく2つの事項を条例の内容として表しています。 本市の自治の基本理念 「第3条 基本理念」において、さらに次の2つの具体的な事項を明らかにしました。 市民自治・団体自治 公共的活動の推進 市民の権利・責務、市政運営の基本原則、地域活動団体等の役割 市民のための自治を確立するために必要となる、第2章から第4章までに規定している条例の内容を明らかにしています。 これらを踏まえ、本市が目指す自治を築く目的として、「市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くこと」としています。	この条例の目的は、「 多治見市の市民自治の確立を図ること 」です。そのために、「市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める」こととしています。 先述のとおり、この条例の範囲は、市民が市に信託をした市政に関する部分であり、市民間で自発的に行う市政以外の「まちづくり」に関する原則や制度等は、この条例の範疇外としています。	目的規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、各条文の解釈指針となるものです。 この条例は、 自治の推進を図ることを目的とし、そのために自治の基本理念や市民の権利と責務、議会や市長など市の執行機関の責務など、自治に関する基本事項を定める基本ルールであることを掲げて、この条例で定める条文を解釈するうえで「自治の推進を図る」ことを基本とする解釈指針を示しています。	この条例の 目的は、「市民自治によるまちづくりを実現すること」 ですが、この実現に向けて、大きく分けて2つの事柄を明らかにする旨を定めています。 1つ目は、 このまちを創り、経営していくうえで最も基本的な約束事を明らかにすること。 そしてもう1つは、 市民、市議会、そして市の執行機関が、どのようなことができ、またどのようなことをしなければならないのかを明らかにすること です。 なお、「市民自治」とは、自分たちの地域を自分たちで治めることによって、主体的な地方自治体の確立を目指すことなので、市民自治によるまちづくりの実現という、この条例の目的は、言い換えると「地方自治の本旨の実現」につながります。 「市の執行機関」とは、市長を始め、教育委員会、選挙管理委員会などをいいます。	この条例は、「まちづくりの主役は市民である。」という考え方のもと、 市民の参加と協働によるまちづくりを市民のみならず身近なものとするため、わかりやすいルール(社会を円滑に運営するための決まり)や仕組みを定めています。 「参加」とは、地域活動や市民活動などのまちづくりへの参加や、市政への参画(市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程に主体的に加わり、意見や提案などを行うこと)のことです。条例によって、より多くの市民が行政と一緒にあって、「個性豊かで活力ある自立した地域社会」の実現を目指し、誰もが住みたい、住み続けたい、暮らしやすいと思う山口市を次代(次の時代、次の世代)に引き継ぎたいと考えています。 「個性豊か」とは、それぞれの地域の特徴を生かし、大切に、自主性や独自性があることです。 「活力がある」とは、これからも長く暮らせる、もっと心豊かで、住み良く、元気で持続可能なことです。 「自立した」とは、地域のことを一番わかっている市民が、自らが気づき、考え、実践していく、創意工夫のプロセス(過程)が地域住民の生きがいや満足感となり、地域のニーズ(要望)や特性に合わせたきめ細やかな公共サービスも提供できることです。 「地域」は、特定の区域を限定した区域ではなく、自治会などの班単位から、学校区や地区、山口市全体という広域での地域の概念も含んでいます。 なお、 山口市総合計画(2008-2017) において、10年後のまちの目標を示していますが、この条例はそのまちづくりの進め方を示しています。旅行に例えれば、総合計画は目的地で、この条例はその行程や手段を示すものであると考えています。こうしたことから、総合計画なども踏まえた前文や目的となっています。